

ガバナンス (Governance)

ガバナンス強化は当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠との認識のもと、体制整備につとめています。

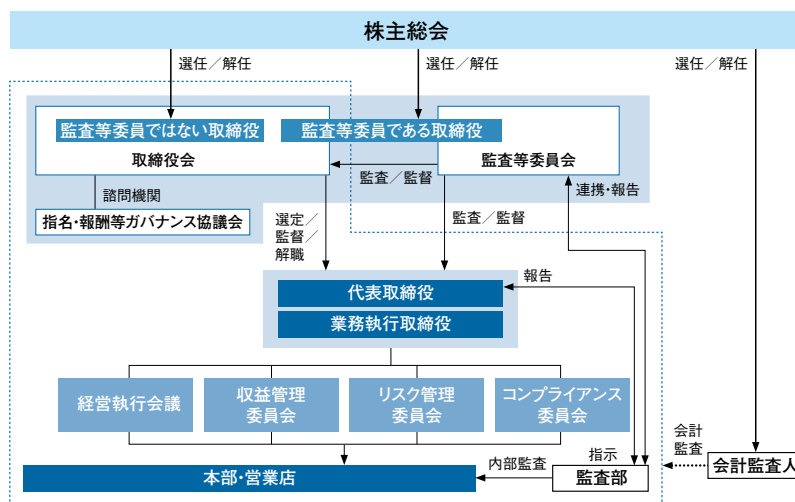
☑ ガバナンス強化への取り組み

公正かつ迅速・果敢な意思決定プロセスを有効に機能させるべく、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

2019年2月には、より一層ガバナンス体制を強化するため、社外取締役過半数以上で構成する取締役会の諮問機関「ガバナンス協議会」の役割や機能を拡充し、「指名・報酬等ガバナンス協議会」と名称変更しました。同協議会は、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の実効性評価に関する事項、その他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしています。

また、相談役制度の廃止及び取締役頭取に至るまでの経営層の育成方針制定などにも取り組みました。

コーポレート・ガバナンス体制



☑ コンプライアンス態勢強化への取り組み

2019年4月1日付けでコンプライアンス態勢のさらなる強化を目的に、コンプライアンス全般を一元的に統括管理する最高責任者として「CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)」を設置しました。必要に応じて事実の調査を行い、結果を取締役会へ報告するほか、各部の施策や事案対応等にコンプライアンスの観点から問題があると認められる場合は速やかな改善及び対応を指示します。

また、コンプライアンスに係る統括部署として「コンプライアンス統括部」を新設し、コンプライアンス違反の発生防止や発生時の初動態勢強化及び内部通報制度の拡充に取り組んでいます。